

報道資料

平成24年3月26日
総務部 総務課
県政情報係 新谷、原田
直通 0742-27-8348
庁内内線 2349、2344

奈良県情報公開審査会の第133号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第141号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成24年3月23日
- ◎ 実施機関：総務部 人事課
- ◎ 対象行政文書：不存在
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：不開示（不存在）決定
 - 不開示理由：「平成21年7月27日付け〇〇〇〇に対する訓告処分を受けたが、平成23年4月1日で課長級になっている理由及び根拠」に係る行政文書の作成又は取得をしていないため不存在
- ◎ 審査会の結論：実施機関は、「平成21年7月27日付け〇〇〇〇に対する訓告処分を受けたが平成23年4月1日で課長級になっている理由及び根拠」の開示請求に対し、当該文書の作成又は取得をしていないとした行政文書の開示決定については、職員名簿（所属意見）、自己申告書及び人事評価シート（以下「本件行政文書」という。）を本件開示請求に係る対象文書として特定するとともに、その他の本件開示請求に係る行政文書について改めて特定した上、開示決定等すべきである。

◎ 判断理由：

○行政文書の不存在について

異議申立人は、「平成21年7月27日付け〇〇〇〇に対する訓告処分を受けたが平成23年4月1日で課長級になっている理由及び根拠」を記載した文書の開示を求めているのに対し、実施機関は、当該文書の作成又は取得をしていないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

実施機関の説明によると、人事異動については、職員の経歴や実績、所属から提出された職員に係る意見、評価等に係る文書、所属上司からの聴取した内容等、諸般の事項を勘案し決定するものであり、決定に至る検討の内容を記載した文書は作成しておらず、本件人事異動においても、当該文書の作成又は取得をしていないため、本件決定を行ったとのことであった。当審査会において、本件人事異動に係る一連の文書として実施機関に提示させたもの（以下「本件提示文書」という。）を見分したところ、このうち、本件行政文書については、職員に対する所属長の評価を記載する欄が見受けられる等人事異動に係る判断の理由及び根拠の一つとなり得る文書であることが認められた。

この点について、実施機関は、異議申立人が本件開示請求において求めているのは、本件人事異動を判断するに当たり検討した内容を記載した文書であって、本件提示文書については、本件人事異動を判断する上での資料又は本件人事異動の決定に必要な手続に係る文書にすぎず、本件開示請求の対象文書には該当しないと主張する。

しかしながら、本件開示請求書の記載から、実施機関が主張するように本件開示請求の内容を解することについては、県が保有する情報を広く県民に公開することにより、県の説明責任を果たすという情報公開制度の趣旨を踏まえると、妥当なものとは言い難く、本件行政文書も本件開示請求の対象文書に該当すると解するのが相当である。

したがって、本件行政文書を本件開示請求の対象文書として改めて特定するとともに、本件行政文書以外の本件提示文書を含めて、本件人事異動に係る判断の根拠となる文書及び本件人事異動に係る検討内容を記載した文書についても、改めて探索、特定の上、それぞれについて開示決定等すべきである。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年	5月16日		
② 決 定	平成23年	5月26日	付けで不開示決定	
③ 異議申立て	平成23年	6月14日		
④ 諮 問	平成23年	6月28日		
⑤ 経 過	平成23年	12月13日	第150回審査会	審議
	平成24年	1月31日	第151回審査会	審議
	平成24年	3月16日	第152回審査会	審議